

# 弥生小学校いじめ問題対策基本方針

令和6年度

## いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、同じ学校に在籍しているなど一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

## いじめを防止するための基本となる方向性

いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件であり、いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く学校全体で真剣に取り組んでいく。

## いじめ問題への対策のために弥生小学校が実施する施策

### いじめの認知

ケンカやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断する。

いじめを積極的に認知し、学校全体で徹底して解消に向けて取り組む。

## 1 いじめの未然防止のために

### 〈居場所づくり〉

- ・児童が自己肯定感を高め自尊感情を育むことができ、学級の一員としての自覚と充足感をもてる学級づくりを行う。

### 〈学力定着〉

- ・確かな学力の向上を図るとともに、学習活動での達成感を味わわせる、一人一人を大切にしたい楽しい授業・わかる授業を推進する。
- ・全ての児童に情報モラルについての指導を行う。

### 〈児童会活動〉

- ・全校朝の会での啓発活動等、児童会活動において、自尊感情や自己肯定感を高めるための取組を児童主体で行う。

### 〈教職員研修〉

- ・道徳教育・人権教育の充実やネットいじめ・情報モラルなど、いじめに関する内容の校内研修を行い、教職員の人権感覚を高め、資質向上を図る。

## 2 いじめの早期発見のために

### 〈実態把握〉

- ・年2回「友だちアンケート」を実施し、教育相談週間を設定することで児童の実態把握に努め、いじめの早期発見・早期対応を図る。

### 〈児童観察〉

- ・教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、変化を見逃すことなくきめ細かく声かけをする等、いじめの未然防止・早期発見を図る。

### 〈情報共有〉

- ・様子に変化が見られる児童がいる場合には、終礼や「報・連・相シート」を活用し、学年団や生徒指導担当等、全教職員でいつでも情報共有できる体制をつくる。

### 〈早期対応〉

- ・様子に変化が見られる児童がいる場合には、終礼等で気付いたことを素早く共有し、全教職員で児童を見守り、教育相談を設定するなど把握に努める。

## 3 いじめの解決のために

### 〈事実確認〉

- ・当事者や周りの児童の聴き取りを行い、情報収集と記録（報・連・相シート）、いじめの事実確認等に努める。

### 〈方針決定〉

- ・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ問題対策委員会を開催し、指導の方針を明確にする。

### 〈支援・指導〉

- ・いじめられた児童の保護に努め、当該児童及び保護者の心配や不安を取り除くなどの支援を学校全体で行う。
- ・いじめた児童に対しては、保護者の協力を得ながら、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行うとともに、いじめは絶対に許される行為ではないという人権意識を持たせる指導を行う。

### 〈事後対応〉

- ・継続的に指導・支援を行うとともに、心の教育・命の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営に努める。必要であれば、カウンセラー等を活用し、子どもの心のケアに努める。
- ・いじめの情報を適切に記録・管理し、継続的に指導する。（報・連・相シートに追記）

## いじめ問題対策委員会の設置

本校は、いじめ防止等に関する関係機関の連携強化を図るとともに、専門的な見地及び保護者の立場で、本校のいじめ対策について検討するため、「いじめ問題対策委員会」（以下「対策委員会」という。）を設置する。対策委員会は、学校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、担任、教育相談担当者、学年主任、養護教諭、PTA会長、スクールカウンセラーにより構成する。

### <いじめ問題対策委員会の役割>

- 学校基本方針に基づく取組の実施や計画の作成
- 具体的で実効性のある校内研修の企画
- 実態把握や情報収集を目的とした取組
- いじめが起きた場合の組織的な対応
- いじめ事案の事実関係を調査する母体
- 保護者や地域への情報提供・関連機関との連携
- いじめ防止等についての取組の検証、改善

平成30年 4月 1日策定

平成30年12月 1日改定

令和 2年 4月20日改定